

## 仙台市総合計画審議会の運営について（案）

### 1 会議の公開について

#### (1) 公開・非公開について

会議は原則として公開する。ただし、次の場合には、議長が委員に諮り、非公開とすることができる。

ア 個人に関する情報で特定の個人を識別しうるものを扱う場合

イ 政策形成過程における情報で、公開することにより、事務事業の適正な執行に支障が生じるおそれがある情報を扱う場合

ウ その他非公開とすることに相当の理由がある場合

非公開と定めた場合は、その理由を明確にするものとする。

#### (2) 公開方法について

公開は会議の傍聴を認めることにより行う。

#### (3) 傍聴者の遵守事項について

公正かつ円滑な会議の運営を確保するため、傍聴に係る遵守事項を別紙のとおり定める。傍聴人は遵守事項を守らなければならない。

危険物を所持している者、酒気を帯びている者、その他議長が会場内の秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認める者は、会議を傍聴することができない。

### 2 議事録の作成について

(1) 議事録は、事務局である仙台市まちづくり政策局政策企画部政策企画課で作成する。

(2) 議事録には次の事項を記載する。

ア 開催年月日、開会及び閉会時間

イ 出席委員の氏名

ウ 説明のために出席した市職員の職氏名

エ 議事の経過

オ その他必要な事項

(3) 議事録には議長及び議長が指名した委員1名が署名する。

## 会議の傍聴に際し、守っていただきたい事項

### 仙台市総合計画審議会

会議の円滑な運営を図るため、会場では以下の事項を守ってください。

- 1 会議中は静かに傍聴し、拍手をしたり発言をするなど会議の進行を妨げるような行為をしないこと
- 2 鉢巻きや腕章の類をするなど、示威的な行為をしないこと
- 3 飲食または喫煙をしないこと
- 4 写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、会議の同意を得た場合はこの限りではない。
- 5 他の傍聴人の迷惑になるような行為を行わないこと
- 6 その他、会場の秩序を乱し、または会議を妨害するような行為をしないこと
- 7 係員から指示があった場合は、速やかに従うこと

※ 以上の事項に違反した場合は、退場していただく場合があります。